

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

○北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則……………	(人事課)	1
○北海道史編さん委員会条例施行規則……………	(法制文書課)	1
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則……………	(国保医療課)	2
○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則……………	(施設運営指導課)	6
○北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則……………	(警察本部警務課)	6
○地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則……………	(大学法人室)	7
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(情報政策課)	8
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………	(市町村課)	9
○北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………	(道民生活課)	9
○介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………	(施設運営指導課)	10
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則……………	(施設運営指導課)	10
○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………	(施設運営指導課)	14
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………	(障がい者保健福祉課)	18
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………	(農業経営課)	20
○北海道屋外広告物条例施行規則及び都市緑地法施行細則の一部を改正する規則……………	(都市計画課)	23
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………	(住宅課)	23
○主要農作物種子法施行細則を廃止する規則……………	(農産振興課)	29

規

則

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員（任命権者が別に定める職員を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則の廃止）
- 北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則（平成28年北海道規則第35号）は、廃止する。

北海道史編さん委員会条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第9号

北海道史編さん委員会条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道史編さん委員会条例（平成30年北海道条例第5号。第3条第1項において「条例」という。）第7条の規定に基づき、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会議）

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員、専門委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第5条の規定による部会は、委員会から付託された事項について調査審議する。

- 2 部会は、委員長が指名する委員、専門委員及び臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員、専門委員及び臨時委員の」と、同条第4項中「委員、」とあるのは「当該部会に属する委員、」と読み替えるものとする。

- 7 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委員長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年北海道条例第6号。次条第1項において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(拠出金)

第2条 条例第3条の規定により、各年度において市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、各市町村につき、当該年度における第1号に掲げる額に同年度における第2号及び第3号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。第7条第1

項において「算定政令」という。）第22条第2項の財政安定化基金拠出金の額の総額

- (2) 北海道国民健康保険条例（平成29年北海道条例第57号）第7条第5項の一般納付金所得等割合と同条第6項の一般納付金被保険者数等割合とを合算した数を2で除して得た数

- (3) 基金拠出金調整係数（全ての市町村に係る当該年度における第1号に掲げる額に同年度における前号に掲げる数を乗じて得た額に当該基金拠出金調整係数を乗じて得た額の総額が第1号に掲げる額に等しくなるよう、知事が定める数をいう。）

- 2 市町村は、各年度の財政安定化基金拠出金を知事が定める期日（以下この条において「納付期限」という。）までに納めなければならない。

- 3 知事は、市町村が納付期限までに財政安定化基金拠出金を納めなかったときは、当該市町村に対し、その延滞日数に応じ、未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

- 4 知事は、財政安定化基金拠出金を納付期限までに市町村から徴収することが困難であると認められるときは、当該納付期限を延長することができる。

- 5 市町村は、前項の規定に基づく納付期限の延長を求めるときは、当該納付期限の20日前までに、別記第1号様式の財政安定化基金拠出金納付期限延長申請書を知事に提出しなければならない。

- 6 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、納付期限の延長を行うかどうか及びその期間を決定し、その旨を当該申請をした市町村に通知するものとする。（貸付けの申請）

第3条 市町村は、北海道国民健康保険財政安定化基金（第9条において「基金」という。）から国民健康保険法（昭和33年法律第192号。同条及び第11条第1項第1号において「法」という。）第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第2号様式の財政安定化基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付金所要額計算書（別記第3号様式）
(2) 基金事業対象保険料必要（見込）額計算書（別記第4号様式）
(3) 基金事業対象保険料収納（見込）額計算書（別記第5号様式）
(4) 基金事業対象比率計算書（別記第6号様式）
(5) 貸付金償還計画書（別記第7号様式）
(6) その他知事が必要と認める書類
(貸付けの決定)

第4条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、貸付けを行うかどうかを決定し、その旨を当該申請をした市町村に通知するものとする。（借用証書の提出）

第5条 貸付金の貸付けを受けた市町村（次条から第8条までにおいて「借受者」という。）は、直ちに別記第8号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

（償還方法）

第6条 借受者は、貸付けを受けた日の属する年度の翌々年度からその日から4年を経過する日の属する年度までの各年度において償還金を償還しなければならない。

2 借受者は、各年度の償還金を知事が定める期日（次項及び第4項並びに次条第1項において「償還期日」という。）までに納めなければならない。

3 知事は、借受者が償還期日までに償還金を納めなかったときは、当該借受者に対し、その延滞日数に応じ、未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

4 知事は、借受者が償還金を償還期日までに納めることが困難であると認められるときは、当該償還期日を延期することができる。

（償還期限の延長等）

第7条 借受者は、算定政令第14条第5項の規定に基づく償還期限の延長又は前条第1項の規定に基づく各年度の償還期日の延期を求めるときは、当該償還期限等の20日前までに、別記第9号様式の財政安定化基金事業貸付金償還期限延長等申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、償還期限の延長等を行うかどうか及びその期間を決定し、その旨を当該申請をした借受者に通知するものとする。

（繰上償還）

第8条 借受者は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、あらかじめ、別記第10号様式の財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出するものとする。

（交付の申請）

第9条 市町村は、基金から法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第11号様式の財政安定化基金事業交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金交付額計算書（別記第12号様式）
- (2) 基金事業対象保険料必要（見込）額計算書（別記第4号様式）
- (3) 基金事業対象保険料収納（見込）額計算書（別記第5号様式）
- (4) 基金事業対象比率計算書（別記第6号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付を行うかどうか

かを決定し、その旨を当該申請をした市町村に通知するものとする。

（貸付金及び交付金の額の減額等）

第11条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受ける市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行わないこととすることができる。

(1) 基金事業対象保険料必要額（法第81条の2第9項第3号の基金事業対象保険料必要額をいう。）を不当に過少に見込んだこと、基金事業対象保険料収納額（法第81条の2第9項第2号の基金事業対象保険料収納額をいう。）を不当に過大に見込んだこと等により、貸付金又は交付金の額が不当に過大になると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 前項第1号又は第2号に該当することが判明したとき。

(2) 貸付金又は交付金を他の目的に使用したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

（報告及び調査）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し、この規則に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査できるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

財政安定化基金拠出金納付期限延長申請書

記 号 番 号

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で通知があった北海道国民健康保険財政安定化基金拠出金の納付期限を次のとおり延長したいので、北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第2条第5項の規定により申請します。

記

1 金 額 円

2 納付期限 年 月 日
3 納付期限延長期日 年 月 日
4 理 由

別記第2号様式（第3条関係）

財政安定化基金事業貸付金借入申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第3条の規定により、次のとおり貸付金を借り入れたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申請金額 円
2 借 入 条 件 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとお
3 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振 込 先 銀 行 等 の 名 称	口 座 番 号
	普通 当座

別記第3号様式（第3条関係）

貸付金所要額計算書（ 年度）
（市町村名 ）

基金事業対象保険料 必要（見込）額 A	基金事業対象保険料 収納（見込）額 B	市町村の特別会計への 繰入金（見込）額 C	小 計 D (D:(A-B-C)×1.1)
円	円	円	円

基 金 事 業 交 付 金 の（見込）額 E	省令第16条による 算 定 額 F	貸 付 限 度 額 (D-E-F)	貸 付 希 望 額 (貸付限度額の範囲内)
円	円	円	円

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は、国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を記入すること。

3 E欄は、国民健康保険法第81条の2第1項第2号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村については当該交付を受けた額を記入すること。

- 4 F欄は、保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第16条により算定した額を記入すること。

別記第4号様式（第3条、第9条関係）

基金事業対象保険料必要（見込）額計算書

保険料必要（見込）額 A	基金事業対象比率 B	基 金 事 業 対 象 保 険 料 必要（見込）額(A×B)
円		円

備考 本年度の数値を記入すること。

別記第5号様式（第3条、第9条関係）

基金事業対象保険料収納（見込）額計算書

収納した保険料の額 A	基金事業対象比率 B	療養の給付等に要した 費用の増加見込額 C	その他国民健康保険事業 に要する費用の額 D
円		円	円

基金事業対象保険料収納（見込）額 (A×B-C-D)
円

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第16条第3号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額を記入すること。

3 D欄は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第16条第3号に規定するその他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額を記入すること。

別記第6号様式（第3条、第9条関係）

基金事業対象比率計算書

保 険 料 必 要（見込）額 のうち国民健康保険事業費 納付金の納付に要する費用 A	保 険 料 必 要（見込）額 のうち財政安定化基金 拠出金の納付に要する費用 B	保 険 料 必 要（見込）額 のうち財政安定化基金事業 借入金の償還に要する費用 C	その他国民健康保険 事業に要する費用 D
円	円	円	円

小計 E (E : A + B + C + D)	保険料必要（見込）額 F	基金事業対象比率 (E ÷ F)
円	円	

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 D欄は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第15条第3項第1号ニに掲げるその他国民健康保険事業に要する費用の額を記入すること。

別記第7号様式（第3条関係）

貸付金償還計画書

（市町村名）

基金事業対象貸付金償還額			
年度 A	年度 B	年度 C	合計 (A+B+C)
円	円	円	円

別記第8号様式（第5条関係）

借 用 証 書		※第	号
金 額	円		
上記の金額を次の条件で借用しました。			
1 借入対象事業名			
2 据置期限	年	月	日
3 償還期限	年	月	日
4 延滞金支払いの方法	毎期日の元金の全部又は一部の支払いを延滞した場合は、延滞元金の額につき、延滞日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。		
5 その他	この貸付金の運用、償還等に関しては、北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。		
年 月 日		市町村長	印
北海道知事 様			

備考 ※には記入しないこと。

別記第9号様式（第7条関係）

財政安定化基金事業貸付金償還期限延長等申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた北海道国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の償還期限（期日）を次のとおり延長したい（延期したい）ので、北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第7条の規定により申請します。

記

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 金 額 | 円 |
| 2 償還期限（期日） | 年 月 日 |
| 3 償還期限（期日）延長期限（期日） | 年 月 日 |
| 4 理 由 | |

別記第10号様式（第8条関係）

財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた北海道国民健康保険財政安定化基金事業貸付金を、次のとおり繰上償還したいので、北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

年 度 区 分	年 度
借 入 年 月 日	年 月 日
借 用 証 書 番 号	第 号
借 入 額	円
繰 上 償 還 額	円
繰 上 償 還 期 日	年 月 日
繰 上 償 還 理 由	

--	--

別記第11号様式（第9条関係）

財政安定化基金事業交付金交付申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第9条の規定により、次のとおり交付金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 円
- 2 交 付 条 件 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとおり
- 3 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振 込 先 銀 行 等 の 名 称	口 座 番 号
	普通 当座

別記第12号様式（第9条関係）

交付金交付額計算書（ 年度）
（市町村名 ）

基金事業対象保険料 必要（見込）額 A	基金事業対象保険料 収納（見込）額 B	市町村の特別会計への 繰入金（見込）額 C	省令第17条による 算 定 額 D
円	円	円	円

交 付 限 度 額 ((A-B-C-D)/2)	交 付 額 (交付限度額の範囲内)
円	円

備考1 本年度の数値を記入すること。

- 2 C欄は、国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を記入すること。

- 3 D欄は、保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第17条により算定した額を記入すること。

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）及び条例において使用する用語の例による。

（施設の基準）

第3条 条例第4条第2項第2号の規則で定める基準は、食堂の面積が、^{のり}内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上であることとする。

（ユニット型介護医療院の施設の基準）

第4条 条例第7条第2項第1号ア(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）附則第47項第1号

及び第48項の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員（任命権者が別に定める職員を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第43項第1号及び第44項の規則で定める管理職員を定める規則の廃止）

2 北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第43項第1号及び第44項の規則で定める管理職員を定める規則（平成28年北海道規則第37号）は、廃止する。

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成19年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「業務方法書に記載すべき」を「規則で定める」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 当該法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

第7条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第7条 法第28条第2項及び第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第8条を削る。

第9条中「以下」を「第11条第3項第2号及び第14条第1項において」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第9条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項（公立大学法人以外の法人にあっては、第1号エに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢

キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

- ア 財源の内訳
- イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

第10条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条第2号中「法第68条第1項に規定する」を削る。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第11条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- (1) 当該法人の役員（監事を除く。）及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容
- (2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

- ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
- イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き

告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

本則に次の2条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、北海道職員の退職管理に関する規則（平成27年北海道人事委員会規則23-0）第22条に規定する職に相当するものとして知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「利用に」を「利用等に」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第3条中「前条第2号、第3号及び第10号」を「前条第1項第2号、第3号及び第10号」に、「同項」を「同表の1の項のＡ及びイ」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

第3条の次に次の1条を加える。

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第2の37の項の主務省令で定める事務及び第2条第2項に規定する事務とし、条例別表第3の1の項の規則で定める情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正）
- 2 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改

正する。

第6条第2項中「2の項」を「3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「1の項」を「2の項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第19条の14第1項」を「第61条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）」に改め、同条中「第30条の2第2項」を「第30条の2第1項」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、同条に次の2号を加える。

- (2) 条例第30条の2第2項に規定する事項
- (3) 条例第30条の2第4項に規定する事項

第8条を次のように改める。

（書面等の保存の期間）

第8条 条例第30条の2第3項の規定による保存は、同条第2項の規定による書面の提出を

受けた日から起算して1年を経過する日までの間、行うものとする。

2 条例第30条の2第5項の規定による保存については、前項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護予防訪問介護に関する基準（第3条—第11条）」を「第2章 削除」に、「第7章 介護予防通所介護に関する基準（第31条—第38条）」を「第7章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第11条まで 削除

第12条第2項中「（指定居宅サービス等基準条例第49条第1項）を」（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第49条第1項）に、「指定居宅サービス等基準条例施行規則」を「北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第27号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第31条から第38条まで 削除

第41条第1号中「アセスメント」の次に「（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第56条及び第65条中「第5条」を「第46条」に改める。

第70条中「第5条」を「第65条」に改める。

第75条の2第1号中「若しくは指定介護予防訪問介護」を削り、同条第2号中「指定通所介護等」を「指定通所介護」に、「指定介護予防通所介護」を「指定地域密着型通所介護」に改める。

（北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の廃止）

第2条 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第73号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

「第2章 訪問介護に

目次中「第2章 訪問介護に関する基準（第3条—第10条）」を
第1節 人員、設
第2節 共生型居
第3節 基準該当

に関する基準

備及び運営に関する基準（第3条—第6条）
に、「第2節 削除」を「第2節
宅サービスに関する基準（第6条の2・第6条の3）
居宅サービスに関する基準（第7条—第10条）」

共生型居宅サービスに関する基準（第34条—第36条）」に、「第3節 基準該当居宅
サービスに関する基準（第57条—第60条）」を
第4節 基準該当居宅サービスに関する

基準（第56条の2・第56条の3）
基準（第57条—第60条）」に改める。

第2章中第3条の前に次の節名を付する。

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

第6条第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第6条の次に次の1節及び節名を加える。

第2節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第6条の2 条例第42条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第6条の3 第3条、第5条及び第6条の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第1項中「指定訪問介護又は」とあるのは、「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

第22条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第81条第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第34条 条例第114条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型

通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第35条 第5条及び第32条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。

第36条 削除

第43条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第56条の2 条例第181条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（次号において「指定短期入所事業所」という。）の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第56条の3 第46条から第49条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。

第64条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第69条第1項に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

附則に次の３項を加える。

13 条例第218条第１項及びこの規則第71条第２項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

14 条例第240条第１項及びこの規則第74条第１項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

15 条例第220条第３項及び第242条第３項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第２条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第57条―第60条）」を第

３節 共生型介護予防サービスに関する基準（第56条の２・第56条の３）

４節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第57条―第60条）」に改める。

第23条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

条例第80条第１項第１号の医師は、常勤でなければならない。

第43条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次

に「この節において」を加える。

第９章中第３節を第４節とし、第２節の次に次の１節を加える。

第３節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第56条の２ 条例第165条の２の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（次号において「指定短期入所事業所」という。）の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
 - (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （準用）

第56条の３ 第46条から第49条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第64条に次の１号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第69条第１項に次の１号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

附則に次の３項を加える。

13 条例第204条第１項及びこの規則第71条第２項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者

の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

14 条例第228条第1項及びこの規則第74条第1項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

15 条例第206条第3項及び第230条第3項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第12項中「又は」を「若しくは介護医療院又は」に改める。

(北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「又は」を「、介護医療院又は」に改め、同条第11項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条中「）及び」を「）に」に、「、特別養護老人ホーム及び」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第9条（第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」、特別養護老人ホームに」に、「、地域密着型特別養護老人ホーム」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム」に、「又は地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」に、「場合の」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「（第9条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第5条第4項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改める。

第12条第7項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「）及び」を「）に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第13条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「場合の」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「第13条」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第167条第2項」に改める。

附則第4項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第3条第2項第2号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め、同条第5項中「」及び「を」を「以下この項において同じ。」に、「場合」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改める。

第4条第1項第2号及び第12条第1項第2号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第5項から第8項までの規定及び第10項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

（北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「」及び「を」を「以下この項において同じ。」に、「場合」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」に改める。

附則第2項、第7項、第10項及び第12項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第12条」に、「第14条・第15条」を「第13条」に、「第16条－第18条」を「第14条－第16条」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条の見出しを削り、第3章中同条を第13条とし、第15条を削る。

第4章中第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

附則第4項から第7項までの規定中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附則第10項中「第14条第2項第1号」を「第13条第2項第1号」に改める。

附則第12項中「第14条第2項第2号」を「第13条第2項第2号」に改める。

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

「第13章 就労定着支援に関する基準

目次中「第13章 共同生活援助に関する基準」を 第14章 自立生活援助に関する基準

第15章 共同生活援助に関する基準

（第45条の2・第45条の3） 「第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助に

（第45条の4・第45条の5） に、 第14章 多機能型に関する特例（第48条）

」 第15章 削除

に関する基準（第47条の5・第47条の6） 「第2節 日中サービス支援型指定共同生活

を 第3節 外部サービス利用型指定共同生活

」 第16章 多機能型に関する特例（第48条・第

援助に関する基準（第47条の5－第47条の7）

援助に関する基準（第47条の8・第47条の9） に、「第16章」を「第17章」に改める。

49条） 」

第4条の次に次の3条を加える。

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第4条の2 条例第44条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

（2） 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第4条の3 条例第44条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業への準用)

第4条の4 第3条の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第14条の次に次の4条を加える。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第14条の2 条例第95条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第14条の3 条例第95条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第14条の4 条例第95条の4の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生

型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第30条の3及び第36条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第30条の3及び第36条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業への準用)

第14条の5 第10条、第12条及び第13条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第16条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第31条の2及び第37条の2において同じ。）の登録定員」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第31条の2及び第37条の2において同じ。）」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第18条第1項第1号中「、指定共同生活援助」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、同条第2項第1号中「を提供する」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「、指定共同生活援助事業所」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、指定共同生活援助」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第20条の次に次の3条を加える。

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第20条の2 条例第110条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が、10.65平方メートル以上であること。
 - 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第20条の3 条例第110条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型短期入所の事業への準用）

第20条の4 第20条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第23条中「専任かつ」を削る。

第30条の次に次の3条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第30条の2 条例第149条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
 - 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第30条の3 条例第149条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業への準用）

第30条の4 第10条、第12条及び第29条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第31条の2第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第36条の次に次の3条を加える。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第36条の2 条例第159条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第36条の3 条例第159条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業への準用）

第36条の4 第10条、第12条及び第35条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第37条の2第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第16章を第17章とし、「第15章 削除」を削り、第14章を第16章とする。

第46条第1項第1号中「この項」を「この章」に改める。

第13章第2節中第47条の6を第47条の9とする。

第47条の5第1項中「第201条の4第1項第2号」を「第201条の14第1項第2号」に改め、同条第2項中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第47条の8とする。

第13章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

（従業者の基準）

第47条の5 条例第201条の4第1項第2号の規則で定める生活支援員の数は、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とする。

(1) 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
(2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
(3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
(4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
2 条例第201条の4第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
(1) 利用者の数が30以下 1以上
(2) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
3 条例第201条の4第1項及び前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
4 条例第201条の4第1項及び第2項並びにこの条第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(設備の基準)
第47条の6 条例第201条の6第9項第2号の規則で定める基準は、一の居室の面積が、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上であることとする。
(準用)
第47条の7 第47条の2及び第47条の3の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。
第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。
第13章 就労定着支援に関する基準
(従業者の基準)
第45条の2 条例第194条の3第2項の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
(1) 利用者の数が60以下 1以上
(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
2 条例第194条の3第1項及び第2項並びに前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
3 条例第194条の3第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(サービス管理責任者の業務)
第45条の3 条例第194条の6の規則で定める業務は、次のとおりとする。
(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照

会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第14章 自立生活援助に関する基準

(従業者の基準)

第45条の4 条例第194条の14第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
(1) 利用者の数が30以下 1以上
(2) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
2 条例第194条の14第1項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
3 条例第194条の14第1項及びこの条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(準用)

第45条の5 第45条の3の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

附則第4項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第7項中「第201条の12」を「第201条の22」に改める。

附則第9項中「の規定中」を「及び第47条の5第1項第2号から第4号までの規定中」に改める。

附則第10項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第11条及び第15条に規定する指定障害者支援施設の従業者の基準及び設備の基準については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 保育所等訪問支援に関する基準（第20条）」を「第5章 居宅訪問型児童発達支援に関する基準（第20条）」に、「第6章 保育所等訪問支援に関する基準（第21条）」に、「第6章」を「第7章」に、「第21条」を「第22条」に改める。

第3条第1項及び第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第6条第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(自己評価等を行う事項)

第7条の2 条例第27条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第9条の次に次の4条を加える。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第9条の2 条例第55条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とさ

れる数以上であること。

- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第9条の3 条例第55条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第9条の4 条例第55条の4の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（次号及び第4号において「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（次号において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介

護事業所等にあつては12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。第13条の2第4号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型児童発達支援の事業への準用）

第9条の5 第5条及び第7条から第9条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第10条第1項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第56条第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第11条中「及び」を「、第7条の2及び」に改める。

第13条の2第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第4号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第16条の2を削る。

第17条中「及び」を「、第7条の2及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（共生型放課後等デイサービスの事業への準用）

第17条の2 第5条、第7条の2、第8条及び第9条の2から第9条の4までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第19条中「第8条、」を「第7条の2、第8条及び」に改め、「及び第16条の2」を削る。

第21条を第22条とし、第6章を第7章とする。

第5章中第20条を第21条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援に関する基準

第20条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

（北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第3項を削る。

第4条第2項を削る。

附則第2項及び第3項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第3条第3項又は第4条第2項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第2条の規定による改正後の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第19条の4中「は、」を「は、一般普及研修（校長が定めるものに限る。）及び」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分				科目（単位数）		時間数	
				第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
養成課程	教養科目	必修科目		農業経営基礎(1)		時間 15	時間
				外国語(2) 特別活動(2)		120	
				体育(2)		45	45
		選択科目		アグリライフ論(2) 英会話(1) 農村活性化論(1)		60	
	共通専門科目	必修科目		農業簿記(1) 農業簿記演習(1) 農業機械学(1) 農業機械学演習(1)	農政・経済(1) 農業経営(1) 経営分析論演習(1) 経営設計(1) 経営設計演習(2)	90	135
				農畜産加工・起業概論(2) 危険物(2) 新規参入者入門(1) キャリアデザイン(1) 先進農業機械学(1)	アグリビジネス論(1) 情報処理演習(1) 溶接(1) 毒物劇物(2) 長期海外研修等実践英会話(1) 海外農業視察研修(2)	105	195
		選択科目		乳牛飼養論(1) 肉牛飼養論Ⅰ(1) 畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1)		60	
				プロジェクト概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 畜産機械施設演習(2) 家畜栄養学(1) 家畜解剖学(1) 家畜飼養論(1) 家畜専攻実習(8) 体験学習(9) 家畜繁殖学Ⅰ(2) 家畜育種論(1) 土壌肥科学(1) 牛体管理演習(1)	卒業論文(4) プロジェクト実践Ⅱ(10)		
	畜産経営学科専門科	必修科目		応用先進農業機械学演習(1)	乳牛栄養学(1) 生物工学(1)		

目	選択科目		肉牛飼養論Ⅱ(1) 家畜飼養管理演習(1) 畜産環境論(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1) 家畜衛生演習(1) 畜産物加工流通論(1)	30	285
畑作園芸経営学科専門科目	必修科目		プロジェクト概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 畑作園芸機械施設演習(1) 生物工学演習(1) 作物保護(3) 土壌肥料実験(1) 植物生理概論(1) 土壌肥料学(1) 専攻実習(8) 体験学習(9)	卒業論文(4) プロジェクト実践Ⅱ(10)	1,035 570
			応用先進農業機械学演習(1) クリーン農業と環境保全論(1)	農産物流通論(1)	45 15
	選択科目		麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120
			計	2,505 300	1,815
必修科目			農業経済(1) 農業経営(1) 農業統計(1) 財務管理(3) 農業経営実践論(1) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業組織計画論(2) 家畜飼養特論(2)	農協・農業団体論(1) 農協法人組織論(1) 農業政策(1) 農業経営税務(1) 農業機械組織利用演習(1) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 総合実習Ⅱ(15) 環境保全演習(1) 卒業論文(9) 農業技術概論(1)	1,245 1,140

研究課程		作物栽培特論(2) 新規参入経営基礎(3) 就農計画演習(3)		
		6次産業化論(4) 6次産業化実践実習(2) 畜産経営学(2) 農産経営学(2) 新規参入基礎講座(1) 先進農業特別実習(1)	270	
	選択科目	作物栽培基礎(1) 土壌肥料学(1) 労働衛生・労働管理(2)	60	
		繁殖実践強化演習(1) 特別講座(2)	60	
	特別活動	学校行事 部・サークル活動	75	75
計			1,380	1,215
			330	

別記第1号様式中「はり付け欄（割印する）」を「貼付欄（消印する）」に、「住所」を「氏名」を

「郵便番号

住所に、「職業」を「職業」に、
氏名」

志望学科	第1志望	
	第2志望	
希望受験地		

区 分		推薦入校志願者	一般入校志願者
志望学科	第1志望		
	第2志望		
希望受験地			
選択科目			

に改める。

別記第1号様式の2中「はり付け欄（割印する）」を「貼付欄（消印する）」に、「氏名」を「住所」を

「郵便番号

住所
を氏名に改める。

生年月日」

別記第1号様式の3中「はり付け欄（割印する）」を「貼付欄（消印する）」に、「住所」

「郵便番号」を
住所」に、

希望受験地	
-------	--

を

区 分		推薦入校志願者	一般入校志願者
志望学科	第1志望		
	第2志望		
希望受験地			
選択科目			

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第8条、第18条の5、第19条の3関係）

身上調書

写 真	氏名	男女	生年月日	年 月 日生
	本籍地	都・道府・県	電話番号	()
	現住所	(郵便番号 -)		
	経営予定の住所 (現住所と同一の場合は記載不要)	(郵便番号 -)		
履歴事項	年 月 ~ 年 月	履 歴 事 項		
	耕	地	山林	合計

の項中「1,176」を「1,196」に改め、同部室蘭市の項中「590」を「620」に改め、同部函館市の項中「1,776」を「1,801」に改め、同部北斗市の項中「216」を「236」に改め、同部奥尻町の項を削り、同部旭川市の項中「1,240」を「1,276」に改め、同部稚内市の項中「156」を「172」に改め、同部北見市の項中「552」を「540」に改め、別表第1の2の表駐車場の部芦別市の項中「62」を「84」に改め、同部小樽市の項中「945」を「965」に改め、同部室蘭市の項中「175」を「205」に改め、同部函館市の項中「1,474」を「1,499」に改め、同部北斗市の項中「216」を「236」に改め、同部旭川市の項中「390」を「426」に改め、同部稚内市の項中「140」を「168」に改め、同表集会所の部北斗市の項中「2」を「3」に改め、同部奥尻町の項を削る。

別表第4北斗市の部に次のように加える。

であえーの新函館北斗駅前団地駐車場	3,510円
-------------------	--------

別表第4旭川市の部に次のように加える。

であえーの宮下東団地駐車場	4,450円
---------------	--------

別記第1号様式(表)中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第7号様式その1中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改め、同様式その2中

「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第7号様式の2中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

--	--	--

」

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第8号様式中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第11号様式中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第11号様式の2中「

老 年 者 控 除 額	円×	人=
寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=

」を

「

寡 婦 (夫) 控 除 額	円×	人=
-----------------	----	----

」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中

老 年 者 等	寡 婦 等	特 定 人	老 人 害 障	特 障

寡 婦 等	特 定 人	老 人 害 障	特 障

						を						に改める。

						別記第28号様式に次のように加える。

その3（収入未申告者用）

北海道営住宅収入超過者認定通知

収入を申告するよう催告したにもかかわらず、あなたから収入申告書の提出がありませんでした。

このため、北海道営住宅条例第30条第1項の規定に基づき、あなたの収入状況を調査した結果、収入が同条例第23条第1項の基準を超えていますので、あなたを収入超過者として認定します。

また、年度（ 年 月から）のあなたの毎月の家賃は、次のとおりと決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入額等

収 入 額	
	円
算 出 の 基 準 と な る 額	
A 年間所得合計額	円
B 控除額の合計	円
C 控除後の所得(A－B)	円
収 入 月 額(C÷12)	円

2 収入の内訳

入居者・同居者氏名	年間所得額	控除金額

4 住宅の表示

団地・棟・住戸	
所 在 地	
建 設 年 度	
住 戸 専 用 面 積	

5 告知事項

(1) あなたは、この通知により収入超過者として認定されましたが、収入超過者の認定基準は、次のとおりです。

- ① 入居してから3年を経過していること。
- ② 収入が、 円を超えていること。

(2) あなたの収入が収入基準を超えていることから、北海道営住宅条例第24条の規定により、道営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

なお、住宅を明け渡そうとするときには、別な住宅のあっせん等を行うことがあります。

(3) この収入超過者としての認定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に総合振興局長（振興局長）に理由を示して意見を述べることができます。この場合は、総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）に所定の用紙がありますので、お申し付けください。

(4) 道営住宅の家賃は、毎年度の収入申告に基づき決定することとなり、入居者の方には収入を申告する義務がありますので、速やかに収入を申告してください。

別居扶養親族数	人	

あなたは収入の申告を行っていないため、家賃は、近傍同種の住宅の家賃となります。

3 年度の家賃の額

月	額	円
近傍同種の住宅の家賃		円

その4（収入申告困難者用）

北海道営住宅収入超過者認定通知

あなたから収入申告書の提出がありませんでした。

このため、北海道営住宅条例第30条第1項の規定に基づき、あなたの収入状況を調査した結果、収入が同条例第23条第1項の基準を超えていますので、あなたを収入超過者として認定します。

また、年度（ 年 月から）のあなたの毎月の家賃は、北海道営住宅条例第25条第2項の規定に基づき次のとおりと決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入額等

収 入 額	
円	
算 出 の 基 となる 額	
A 年間所得合計額	円
B 控除額の合計	円
C 控除後の所得(A - B)	円
収 入 月 額(C ÷ 12)	円

2 収入の内訳

入居者・同居者氏名	年間所得額	控除金額
別居扶養親族数	人	

年 月 日

団地名等 団地 棟 号
氏 名 様

北海道 総合振興局長（振興局長） ㊟

4 住宅の表示

団地・棟・住戸	
所在地	
建設年度	
住戸専用面積	

5 年度の収入階層

収入階層	収 入 の 範 囲
I	～
II	～
III	～
IV	～
V	～
VI	～
VII	～
VIII	以上

6 告知事項

(1) あなたは、この通知により収入超過者として認定されましたが、収入超過者の認定基準は、次のとおりです。

① 入居してから3年を経過していること。

② 収入が、 円を超えていること。

(2) あなたの収入が収入基準を超えていることから、北海道営住宅条例第24条の規定により、道営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

なお、住宅を明け渡そうとするときには、別な住宅のあっせん等を行うことがあります。

(3) この収入超過者としての認定について意見があるときは、この通

家賃は、あなたの収入と居住している住宅の状況に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定められています。

3 年度の家賃の額

年 度 の 家 賃 の 月 額	
円	
収 入 階 層	
近傍同種の住宅の家賃	円

別記第29号様式に次のように加える。

その3（収入未申告者用）

北海道営住宅高額所得者認定通知

収入を申告するよう催告したにもかかわらず、あなたから収入申告書の提出がありませんでした。

このため、北海道営住宅条例第30条第1項の規定に基づき、あなたの収入状況を調査した結果、収入が公営住宅法施行令第9条の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者として認定します。

また、年度（ 年 月から）のあなたの毎月の家賃は、次のとおりと決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入額等

収 入 額	
円	
算 出 の 基 と な る 額	
A 年間所得合計額	円
B 控除額の合計	円
C 控除後の所得(A－B)	円
収 入 月 額(C÷12)	円

知の日から30日以内に総合振興局長（振興局長）に理由を示して意見を述べるができます。この場合は、総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）に所定の用紙がありますので、お申し付けください。

- (4) 失職、退職、同居親族の異動等により収入や控除する額に変動があったときは、年度の途中からでも家賃を減額することができる場合がありますので、その事実があったときから30日以内に申出を行ってください。この場合も(3)同様に総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）に所定の用紙がありますので、お申し付けください。

年 月 日

団地名等 団地 棟 号
氏 名 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

4 住宅の表示

団 地 ・ 棟 ・ 住 戸	
所 在 地	
建 設 年 度	
住 戸 専 用 面 積	

5 告知事項

- (1) あなたは、この通知により高額所得者として認定されましたが、高額所得者の選定基準は、次のとおりです。
- ① 入居してから5年を経過していること。
- ② 引き続き2年間高額所得者の収入基準を超えていること。
(昨年度の基準額 円、本年度の基準額 円)
- (2) あなたの収入が高額所得者としての収入基準を超えていることから、北海道営住宅条例第26条の規定により、道の請求があったときは、道営住宅を明け渡さなければなりません。
- なお、住宅を明け渡そうとするときには、別な住宅のあっせん等

入居者・同居者氏名	年間所得額	控 除 金 額
別居扶養親族数 人		

3 年度の家賃の額

月 額	円
近傍同種の住宅の家賃	円

[illegible]

を行うことがあります。

- (3) この高額所得者としての認定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に総合振興局長（振興局長）に理由を示して意見を述べるができます。この場合は、総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）に所定の用紙がありますので、お申し付けください。
- (4) 道営住宅の家賃は、毎年度、収入申告に基づき決定することとなっており、入居者の方には収入を申告する義務がありますので、速やかに収入を申告してください。

年 月 日

団地名等 氏 名	団地 棟 号	様
-------------	-----------	---

北海道 総合振興局長（振興局長） (印)

[illegible]

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和28年北海道規則第177号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。